

目 次

1. 講習日程	幼稚園教員対象コース	・・・ 2
	小学校教員対象コース	・・・ 5
2. 受講対象者		・・・ 10
3. 仮申込み～正式申込み		・・・ 12
4. 受講料		・・・ 13
5. 受講辞退（キャンセル）		・・・ 13
6. 講習の中止等について		・・・ 13
7. 受講について		・・・ 14
8. 履修認定・修了確認手続（更新手続き）		・・・ 15
9. その他		・・・ 15
Q & A		・・・ 16

白梅学園大学の取組

本学は、1942(昭和 17)年に発足した「東京家庭学園」を起源とし、1953(昭和 28)年に「白梅保母学園」、1957(昭和 32)年に「白梅学園短期大学」となり、私立短大の先駆けとして、幼稚園教員の養成を担ってきました。その歩みは、すでに 60 余年にわたります。

そして、2005(平成 17)年には四年制大学として「白梅学園大学」も設立し、幼児期から学童期の発達や学びの連続性を踏まえた教員の養成をスタートさせました。10 年目を迎える現在、この「白梅学園大学子ども学部」では、「小学校教諭免許状」及び「幼稚園教諭免許状」の統一的なカリキュラムを編成し、幅広い視野を持つ教員の養成を行っています。大学子ども学部（子ども学科、発達臨床学科、家族・地域支援学科）、短大保育科の小規模大学ですが、地域に根ざした細やか、かつ丁寧な養成教育も行っています。また、2008(平成 20)年からは、大学院（子ども学研究科）も設立し、修士課程から博士課程にかけて、保育・教育に関する高度な学術研究も充実させております。

こうした短大・四大・大学院で蓄積してきた教員養成のノウハウ、また保育・教育研究の成果を活かし、教員免許更新制の導入以来、更新講習を毎年開設してまいりました。

その特徴は、必修・選択の両講習とも短期集中型を採用している点にあります。また、講習対象も小学校教員と幼稚園教員を分け、各学校種に沿った講習内容を設定しています。さらに、選択講習の内容について、幼稚園は「子どもや社会の変化に応じた幼稚園教育の充実」、小学校は「授業づくり、学級づくりの考え方とその具体化」をテーマとして掲げ、現行の『幼稚園教育要領』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』『学習指導要領』に準拠するとともに、時代のニーズに応える講座内容を設定しています。

本学の講習を受講し、幼稚園、及び小学校教員としての専門的力量、また資質能力の向上を図りませんか。お待ちしております。

申込み受付期間

平成 27 年 4 月 16 日（木）～4 月 30 日（木） 16 時必着

※別紙仮申込書に必要事項を記入の上、FAX または 郵送にてお申込みください。

※先着順ではありません。申込み受付期間より前に届いた仮申込書は無効とします。

※必修領域 12 時間・選択領域 18 時間 合計 30 時間 全てを受講できる方だけの募集です。

○募集コース

コース	開講時間	開講日	講座名	定員
幼稚園 教員対象	必修領域 12 時間	8 月 17・18 日	教育の最新事情（幼稚園）	120 名
	選択領域 18 時間	8 月 19～21 日	子どもや社会の変化に応じた幼稚園教育の充実	
小学校 教員対象	必修領域 12 時間	8 月 17・18 日	教育の最新事情（小学校）	60 名
	選択領域 18 時間	8 月 19～21 日	授業づくり、学級づくりの考え方とその具体化	

※詳細は次ページ以降の『1. 講習日程』でご確認ください。

1. 講習日程

必修領域 12 時間・選択領域 18 時間 合計 30 時間 全てを受講できる方へのみの募集です。必修領域のみ、選択領域のみの受付はしていませんので、ご注意ください。

幼稚園教員対象コース

領域	開講日	時間数	内容	担当講師
必修	8月17日(月)	6	教職、及び子どもの変化に関する理解	汐見 稔幸
	8月18日(火)	6	教育政策の動向、及び幼稚園内外での連携協力に関する理解	師岡 章
選択	8月19日(水)	6	幼児期の音楽表現	秋山 治子
	8月20日(木)	6	障がい児保育	市川 奈緒子
	8月21日(金)	6	満3歳児保育	源 証香

【担当講師プロフィール】

汐見 稔幸 白梅学園大学・白梅学園短期大学学長：教育人間学
東京大学大学院教授、中教審初等中等教育分科会教育課程部会幼稚園教育専門委員などを歴任

師岡 章 白梅学園大学教授：幼児教育学、カリキュラム論
東京都私立幼稚園連合会研究委員、保育所・幼稚園・小学校の連携の推進に関する調査研究協力者会議委員などを歴任

秋山 治子 白梅学園大学教授：音楽学、幼児音楽教育
東京都高等保育学院専任講師、白梅学園短期大学保育科教授などを歴任

市川 奈緒子 白梅学園大学准教授：発達支援、家族支援、発達障害
白梅学園大学大学院非常勤講師などを歴任

源 証香 白梅学園大学短期大学専任講師：保育学
白梅学園大学・白梅学園短期大学実習センター助教、洗足学園短期大学講師などを歴任

◆必修領域

講座名	教育の最新事情（幼稚園）
開催日	平成 27 年 8 月 17 日（月）～8 月 18 日（火）
講師	汐見 稔幸（白梅学園大学・白梅学園短期大学学長） 師岡 章（白梅学園大学教授）
講習の概要	幼稚園教育を対象に教育の最新事情を講じます。幼稚園教員に求められる使命感・倫理観を教育人間学の成果に基づき講研します。また、学校基本調査等の統計資料や、改訂された幼稚園教育要領に基づき、最新の幼稚園界の動向と課題、園内外での連携協力のための方策を論じます。さらに、最新の発達心理学研究の成果に基づき、子どもの変化と発達課題を整理し、適切な援助法を講じます。
試験方法	筆記試験（各日の 4 講時の最後の 1 時間で実施）

◆内容・考え方

必修領域	内容・考え方
8 月 17 日（月） 教職、及び子どもの 変化に関する理解	この 10 年だけでも、子どもと子どもを取り巻く環境は大きく変容してきました。環境の中で子どもの育ちに大きな影響を与えるのは保護者のわが子に対する期待感、接し方、評価などの心理的環境ですが、それがどう変化してきているのか、現代の保護者世代の子どもへの育ち方、社会の変化、また子どもが家庭から社会にわたっていくときのルートの変化等の視点から考えます。また、その変化を「生活」という視点から捉え、「生活」とは何か、その変化の内実は、それが子どもの心身の育ちと彼らを取り結ぶ関係に与える影響は？等の視点からも考察します。幼稚園教諭の教職の内実も、そうした変化を踏まえ、また時代の先を見据えて専門性を発展させなければならなくなっています。このことについても学びます。
8 月 18 日（火） 教育政策の動向、及 び幼稚園内外での 連携協力に関する 理解	現行の『幼稚園教育要領』は、改正『教育基本法』『学校教育法』を踏まえ、2008（平成 20）年に改訂・告示されました。また、2015（平成 27）年度からは『子ども・子育て関連 3 法』が施行され、「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートしています。それぞれ、幼稚園教育に大きな影響を与えるものだけに、その趣旨や内容をきちんと把握しておく必要があります。教育政策の動向を把握するため、まず、こうした関連法令をしっかり学んでいきます。さらに、現行の保育・教育の関連法令は、幼稚園が他の教育・福祉・医療機関や、地域社会、家庭等とも連携することを求めています。特に、小学校との連携は「小 1 プロブレム」「学級崩壊」といった問題を解消していくためにも大切な課題となっています。園内の教職員がひとつのチームとなり、これらの課題を解決していく道筋を考えていきます。

◆選択領域

講座名	子どもや社会の変化に応じた幼稚園教育の充実
開催日	平成27年8月19日(水)～8月21日(金)
講師	秋山 治子(白梅学園大学教授) 市川 奈緒子(白梅学園大学准教授) 源 証香(白梅学園短期大学専任講師)
講習の概要	教育内容の充実を図る選択講座は、講義と演習により設定。理論と実践の結合を目指します。選択の講習内容として幼稚園は「子どもや社会の変化に応じた幼稚園教育の充実」と学習指導要領、及び幼稚園教育要領の改訂案の要点にそったテーマを掲げ、講義形式と演習形式とを併用しながら講習の質の充実を図ります。
試験方法	筆記試験(各日の4講時の最後の1時間で実施)

◆内容・考え方

選択領域	内容・考え方
8月19日(水) 幼児期の音楽表現	幼児期の音楽教育全般について考える時、「英才教育」と「公的教育機関における音楽表現活動」についての明確な区分が必要です。後者の目的を一言でまとめるなら、五感を磨き、前向きに生きることの実感を体感してもらい、表現力・想像力を育むことにあります。最近筆者が実施したアンケート調査結果を参照しながら、昔と現代の歌唱教材の違いを様々な視点から講じ、楽器及びリズム遊びを取り入れた豊かな音楽活動へと導くにはどうしたらよいか、その指導内容・展開方法・伴奏法の基礎と応用等を進めていきたいと思えます。授業の進め方は、講義形式と演習形式を必要に応じて交互に織り交ぜながら行います。
8月20日(木) 障がい児保育	近年、幼稚園では障がいを持つ子どもや診断名は持たなくても何らかの発達の行動的な困難を持つ子どもが多く保育されている現状があります。特別支援教育は始まってはいますが、幼稚園においては人員的にも制度的にもまだまだ試行錯誤の段階です。この講座では、発達障がい・知的障がいを中心に、障がいを持つ子どもの困難を幼稚園という子ども集団の中で理解し、支援していく保育者の専門性について追究していきたいと思えます。そして、インクルーシブな保育の場と実践の意義、つまり子ども一人ひとりが固有の支援ニーズを持つこと、どの子どもも子ども集団の中で育ち合うこと、そうした経験が、インクルーシブな社会の構築に向けての大切な礎になることを共通理解することを目指します。
8月21日(金) 満3歳児保育	1・2講時…「満3歳児保育の現状と課題」 3・4講時…「満3歳児保育における保育内容・指導方法の実際」 《講習の考え方》 1. 学校教育法では満3歳からの入園を可能としており、3～5歳児の3年保育に加えて、その以前に1年間の保育を実施する幼稚園が増えている。認定こども園への移行などに伴い、満3歳児保育のさらなる増加が見込まれるが、その現状と課題について紹介する。 2. 今後の教育実践の充実につながるよう、満3歳児保育における保育内容や指導上配慮すべき点について、具体的な保育場面を想定しながら、考え合う。

小学校教員対象コース

領域	開講日	時間数	内 容	担当講師
必修	8月17日(月)	6	教育政策の動向、及び子どもの変化に関する理解	無藤 隆
	8月18日(火)	6	教職、及び小学校内外での連携協力に関する理解	佐藤 正志
選択	8月19日(水)	3	子どもとの関係創りと学級経営（学級崩壊の克服、問題を持っている子への指導等）	増田 修治
		3	思考力・活用力を育む新しい理科授業	中林 俊明
	8月20日(木)	3	学級における特別支援教育（障害のある児童一人一人の教育的ニーズに応えるための教育的支援）	堀江 まゆみ
		3	言語力の育成と国語科教育	増田 修治
	8月21日(金)	3	子どもとのよりよい関係を築くためのコミュニケーションスキル	成田 弘子
		3	思考力・判断力・表現力を育てる社会科の学習	佐藤 正志

【担当講師プロフィール】

無藤 隆 白梅学園大学教授・大学院研究科長：発達心理学、教育心理学
お茶の水女子大学教授、中教審初中教育分科会教育課程部会委員などを歴任

佐藤 正志 白梅学園大学特任教授：教職論、社会科
東京都公立小学校校長、東京都教職員研修センター教授などを歴任

増田 修治 白梅学園大学教授：臨床教育学
小学校教諭、埼玉大学非常勤講師などを歴任

中林 俊明 白梅学園大学准教授：理科教育学
公立小学校教諭、公立中学校教諭などを歴任

堀江 まゆみ 白梅学園大学教授：発達障害学
東京学芸大学非常勤講師、社会福祉法人理事長などを歴任

成田 弘子 白梅学園大学特任教授：メディアリテラシー教育
埼玉県公立小学校教諭などを歴任

◆必修領域

講座名	教育の最新事情（小学校）
開催日	平成27年8月17日（月）～8月18日（火）
講師	無藤 隆（白梅学園大学教授・大学院研究科長） 佐藤 正志（白梅学園大学特任教授）
講習の概要	小学校教育を対象に教育の最新事情を講じます。社会的要請の強い小学校教員に求められる教育的愛情・倫理観等を論じます。また、学校基本調査等の統計資料や、改訂された小学校学習指導要領に基づき、最新の小学校界の動向と課題、学校内外での連携協力のための方策を論じます。さらに、最新の発達心理学研究の成果に基づき、子どもの変化と発達課題を整理し、適切な指導法を講じます。
試験方法	筆記試験（各日の4講時の最後の1時間で実施）

◆内容・考え方

必修領域	内容・考え方
8月17日（月） 教育政策の動向、及び子どもの変化に関する理解	中央教育審議会で学習指導要領の改訂の議論が進んでいる。それを受けて、その解説等を行う。 1) これからの社会の変化とそれに対応する学力・人間力のあり方について。 2) 学習指導要領を貫く柱としての学力の資質・能力のとらえ方とその指導。 3) 小中一貫学校の設立とその目指すもの。および幼小連携・接続のあり方。
8月18日（火） 教職、及び小学校内外での連携協力に関する理解	○学校教育は、社会の影響を大きく受けています。戦後の社会の変化が学校教育にどのような影響を与えてきたか、歴史的に考察します。 ○今、学校には様々な要因から多様な課題が持ち込まれ、その対応が迫られています。そうした課題の解決に向けて、学校はどのような組織的取り組みをしていけばよいのか考察します。 ○学校教育を充実させるためには、家庭や地域、関係諸機関との連携が欠かせません。そのための具体的な方策を探ります。 ○これからの学校はどう在ったらよいのか、今後の社会を展望して、そのあり方を考察します。

◆選択領域

講座名	授業づくり、学級づくりの考え方とその具体化
開催日	平成 27 年 8 月 19 日（水）～8 月 21 日（金）
講師	増田 修治（白梅学園大学教授） 中林 俊明（白梅学園大学准教授） 堀江 まゆみ（白梅学園大学教授） 成田 弘子（白梅学園大学特任教授） 佐藤 正志（白梅学園大学特任教授）
講習の概要	思考力・判断力、そして学習の基盤となる言語能力について講義と演習で学びます。国語科教育、社会科の学修、理科授業など教科全体を通して重視すべき指導法について学びます。また、具体的な事例を豊富に使いながら、生徒指導や学級経営に役立つ内容とします。
試験方法	筆記試験（各日の 2 講時、4 講時の最後の 30 分で実施）

◆内容・考え方

8 月 19 日（水）

選択領域	内容・考え方
子どもとの関係創りと学級経営（学級崩壊の克服、問題を持っている子への指導等）	<p>1 講時…『学級崩壊』の原因及び学級崩壊へのアプローチ」</p> <p>2 講時…「いじめ・スクールカーストと体罰問題」、「子どもの不快感情を共有することの意味」、「学級経営・授業作りに必要なマネジメントの視点」</p> <p>《講習の考え方》</p> <p>1. 『学級崩壊』の具体的事例をもとに、どのようにアプローチするのかを演習形式でいくつかのグループにわけて考えあい、これからの方向性をさぐっていくようにする。</p> <p>2. 「いじめ」「スクールカースト」「体罰」の問題を取り上げ、どのようにして学級を創っていくことが大切なのかを、参加者で考えあう。</p> <p>3. 現代の子どもは、どの子も寂しさを抱えて生きていると言って良い。そうした寂しさにどう気付くか、どのように共感していくかを考え合いたい。そして、2 学期の学級づくりに活かせると同時に、2 学期に期待を持って迎えられようような学びとしていきたい。</p> <p>参考文献 『先生！ 今日の授業楽しかった！』（日本標準）648 円をご購入ください。</p>
思考力・活用力を育む新しい理科授業	<p>3 講時…「日本型理科教育の展望」</p> <p>4 講時…「思考・活用の具体的な指導」</p> <p>《講習の考え方》</p> <p>最新の教科指導の方法を講じます。具体的には、改訂「学習指導要領」の基本的考え方のひとつである基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視した上で、それらの知識・技能を活用する学習活動の充実を図る指導の要点を論じます。特に、思考力・判断力、そしてあらゆる学習の基盤となる言語の能力について、一教科の指導にとどまらず、教科全体を通して重視すべき指導法について講義と演習を併用しながら学びます。</p>

8月20日(木)

選択科目	内容・考え方
学級における特別支援教育(障害のある児童一人一人の教育的ニーズに応えるための教育的支援)	<p>1 講時…「特別な教育ニーズのある子どもたちの発達理解 —知的障害、自閉症、学習障害、ADHD等」</p> <p>2 講時…「特別な教育ニーズのある子どもたちの発達支援と教材づくり」 《講習の内容と考え方》</p> <ol style="list-style-type: none">1. 通常学級や特別支援学級に通う特別な教育ニーズのある子どもたちの発達理解を深める。特に、学習障害やADHD等の子どもたちへの教育的支援や学級の中での配慮を考えていく。教師や保護者の向けに研究された「発達理解ツール」についても紹介するので、実際に参加者が担当している子どもたちを取り上げながら演習形式で理解の実際を行う。2. 障害のある児童一人一人の教育的ニーズに応えるための教育方法について、各地の実践レポートを参加者で読みあい学んでいきたい。最近取り上げられてきた「自閉症や学習障害に対するわかりやすい情報提供」の研究成果や、SST、自己認識の育ち、自己学習能力の育ちに対するアプローチなど新しい教育支援の視点についても取り上げる。3. 2時間目で取り上げた内容について、実際の指導案や教材研究としてさらに深める。特に、参加者の担当する子どもに合わせた教材として考えるとどのような工夫が求められるかなど、それぞれの実践とむすびつけて役立てるようにしたい。
言語力の育成と国語科教育	<p>3 講時…「叙述に即して読むとは、どうすることか？」</p> <p>4 講時…「国語における『アクティブ・ラーニング』の具体的方法」 《講習の考え方》</p> <p>最新の教科指導の方法を講じます。具体的には、改訂「学習指導要領」の基本的考え方のひとつである基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視した上で、それらの知識・技能を活用する学習活動の充実を図る指導の要点を論じます。特に、思考力・判断力、そしてあらゆる学習の基盤となる言語の能力について、一教科の指導にとどまらず、教科全体を通して重視すべき指導法について講義と演習を併用しながら学びます。</p>

8月21日(金)

選択科目	内容・考え方
子どもとのよりよい関係を築くためのコミュニケーションスキル	<p>1 講時…「学級で起こる問題解決の方法を考える」</p> <p>2 講時…「実際の解決方法をロールプレイを通して実践する」</p> <p>《講習の考え方》</p> <ol style="list-style-type: none">1. 学級の中では、毎日いろいろな問題が起こり、教師は対応しているが、その過程で子どもとの信頼関係を築いているだろうか。よくありがちな現場での解決方法をグループワークで見つめ直し、「より良い関係づくりとは」について考え合う。2. 前時の話し合いもとに、実践の場に生かすための具体的なコミュニケーションの取り方を、①聞き方 ②気持ちの伝え方 ③声のかけ方 の段階をロールプレイをし、「言われたときに、どのように感じるか」を実際に経験しながら、コミュニケーションスキルを身に付け、実際に使いこなせる力をつけてほしいと願っている。
思考力・判断力・表現力を育てる社会科の学習	<p>3 講時…「今、求められている学力について考える」</p> <p>4 講時…「社会科で、確かな学力を育むための具体的な方法を考える」</p> <p>《講習の考え方》</p> <p>最新の教科指導の方法を講じます。具体的には、改訂「学習指導要領」の基本的考え方のひとつである基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視した上で、それらの知識・技能を活用する学習活動の充実を図る指導の要点を論じます。特に、思考力・判断力、そしてあらゆる学習の基盤となる言語の能力について、一教科の指導にとどまらず、教科全体を通して重視すべき指導法について講義と演習を併用しながら学びます。</p>

2. 受講対象者

今年度の受講対象は、平成 21 年（2009 年）3 月 31 日までに授与された免許状（旧免許状）を有し、修了確認期限が平成 28 年 3 月 31 日または平成 29 年 3 月 31 日の方です。

なお、本学の講習は幼稚園教諭・小学校教諭の方で

必修領域 12 時間、選択領域 18 時間 合計 30 時間 全てを受講できる方を対象としています。

更新講習の受講義務者（講習の受講義務のある者）は、普通免許状又は特別免許状を有する方で、以下に該当する方

- ① 現職教員（校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く）
- ② 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ③ ②に準ずる者として免許管理者が定める者
- ④ 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

受講義務者ではありませんが、受講対象者（講習を受講できる者）に該当する方

- ① 教員採用内定者
- ② 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者
- ③ 過去に教員として勤務した経験のある者
- ④ 認定こども園で勤務する保育士
- ⑤ 認可保育所で勤務する保育士
- ⑥ 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務している保育士

※保育士の方は受講の義務がないため、旧免許状所持者（平成 21 年 3 月 31 日以前に教員免許状を授与された方）の場合、修了確認期限までに免許状更新講習の受講・修了をしなくても免許状が失効することはありません。

修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教員になるときは、教員になるときまでに免許状更新講習を受講・修了し、各自で免許管理者（住所地のある都道府県教育委員会）に申請を行う必要があります。

最初の修了確認期限（文部科学省 HP より）

受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習受講期間及び更新講習修了確認申請期間
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日 昭和 40 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日 昭和 50 年 4 月 2 日～昭和 51 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 1 月 31 日
昭和 31 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日 昭和 41 年 4 月 2 日～昭和 42 年 4 月 1 日 昭和 51 年 4 月 2 日～昭和 52 年 4 月 1 日	平成 24 年 3 月 31 日	平成 22 年 2 月 1 日 ～平成 24 年 1 月 31 日
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日 昭和 42 年 4 月 2 日～昭和 43 年 4 月 1 日 昭和 52 年 4 月 2 日～昭和 53 年 4 月 1 日	平成 25 年 3 月 31 日	平成 23 年 2 月 1 日 ～平成 25 年 1 月 31 日
昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日 昭和 43 年 4 月 2 日～昭和 44 年 4 月 1 日 昭和 53 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日	平成 26 年 3 月 31 日	平成 24 年 2 月 1 日 ～平成 26 年 1 月 31 日
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日 昭和 44 年 4 月 2 日～昭和 45 年 4 月 1 日 昭和 54 年 4 月 2 日～昭和 55 年 4 月 1 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 25 年 2 月 1 日 ～平成 27 年 1 月 31 日
昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日 昭和 45 年 4 月 2 日～昭和 46 年 4 月 1 日 昭和 55 年 4 月 2 日～昭和 56 年 4 月 1 日	平成 28 年 3 月 31 日	平成 26 年 2 月 1 日 ～平成 28 年 1 月 31 日
昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 37 年 4 月 1 日 昭和 46 年 4 月 2 日～昭和 47 年 4 月 1 日 昭和 56 年 4 月 2 日～昭和 57 年 4 月 1 日	平成 29 年 3 月 31 日	平成 27 年 2 月 1 日 ～平成 29 年 1 月 31 日
昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 38 年 4 月 1 日 昭和 47 年 4 月 2 日～昭和 48 年 4 月 1 日 昭和 57 年 4 月 2 日～昭和 58 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 28 年 2 月 1 日 ～平成 30 年 1 月 31 日
昭和 38 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日 昭和 48 年 4 月 2 日～昭和 49 年 4 月 1 日 昭和 58 年 4 月 2 日～昭和 59 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	平成 29 年 2 月 1 日 ～平成 31 年 1 月 31 日
昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 40 年 4 月 1 日 昭和 49 年 4 月 2 日～昭和 50 年 4 月 1 日 昭和 59 年 4 月 2 日～	平成 32 年 3 月 31 日	平成 30 年 2 月 1 日 ～平成 32 年 1 月 31 日

今年度の受講対象者

修了確認期限、受講対象者に該当するかどうかについては、各自の責任において文部科学省等のホームページ等でご確認ください。

教員免許更新制 Q & A（文部科学省 HP）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/1315348.htm

4. 受講料

30,000円（幼稚園教員対象コース・小学校教員対象コース）

※必ず振込用紙に記載されている支払期間内にお振込みください。

支払期間内に受講料の振込みがなされない場合は、受講を辞退されたものと判断し、受講取り消しとさせていただきます。

※受講取り消しによる受講料の返金についての詳細は『5. 受講辞退（キャンセル）』をお読みください。

5. 受講辞退（キャンセル）

申込み後にやむを得ない事情により受講を辞退する場合は、早急に電話にてご連絡をお願いします。

【白梅学園大学 教育・福祉研究センター ☎042-346-5639】

8月14日（金）の午後3時までに受講辞退の申し出があった場合、返金にかかる手数料を差し引いた金額を現金書留にてお返します。

8月14日（金）の午後3時以降に受講辞退の申し出があった場合、受講料の返金はできませんのでご了承ください。

6. 講習の中止等について

台風等の災害の発生、交通機関がストライキ等で不通の場合、その他不測の事態により本学の事由で中止等の措置を取る場合は、原則として講習日当日の午前7時00分までに白梅学園大学のホームページでお知らせするとともに、受講申込書に記入されたメールアドレスに通知します。

7. 受講について

- ・受講当日は、①受講確認証 ②写真付身分証明書（運転免許証・パスポート・職員証等）
③テキスト（初日に配布します） ④筆記用具 ⑤その他必要なもの を持参してください。
※写真付身分証明書がない場合は、本学までお問い合わせください。
- ・**受講期間中は、毎朝、本人確認のために受付にて ①受講確認証 ②写真付身分証明書 の提示をお願いします。**本人確認ができない場合、修了試験を受けることができない場合があります。
- ・講義で使用する教材等がある場合、受講生自身に準備していただく場合があります。本学から送られてくる書類で必ず事前に確認をしてください。
- ・講習終了後（必修領域：8月18日 選択領域：8月21日）に受講者事後評価（アンケート）を行いません。教員免許状更新講習の時間数が法定されていますので、講習時間終了後の実施となり、終了時間が遅くなりますので、あらかじめご了承ください。
※教育職員免許法等に定める更新講習開設大学においては、講習終了後に、講習の内容・方法、最新の知識・技能の習得の成果及び運営面について、受講者を対象とした事後評価アンケートを実施することが義務づけられています。

【遅刻・欠席・早退・一時退出等の取扱い】

- ・遅刻・欠席・早退・一時退出等は、原則として認められませんのでご注意ください。なお、公共交通機関の遅延等やむを得ない事由による場合は、個別にお申し出ください。
- ・遅刻等をした場合、教員免許状更新講習の時間数が法定されており、定められた受講時間が確保できないため、講習の一部を受講しても履修認定はできません。
※受講料の返金はできません。

【昼食】

講習期間中の学生食堂、売店の営業については、6月下旬よりお送りする「受講案内」でお知らせします。

8. 履修認定・修了確認手続（更新手続き）

【履修認定】

履修認定は、筆記試験*1による成績審査に合格した者に対して行ないます。
合格した受講生には、履修（修了）証明書を9月末日に郵送します。

*1 各講師の最終講時に1時間実施（小学校教員コース 選択領域については30分実施）
詳しくは『1. 講習日程』でご確認ください。

【修了確認手続（更新手続き）】

修了証明書（履修証明書）が手元に届いたら、修了確認期限の2ヶ月前(注1)までに免許管理者(注2)へお持ちの全ての免許状の写し等と共に修了確認の申請をする必要があります。
複数の免許状を所持している場合でも、所持する全ての免許状が、次回の修了確認期限まで有効となります。
この申請をしないと、更新手続きが完了しませんのでご注意ください。

（注1）都道府県の教育委員会における更新事務作業は2ヶ月程度の期間が必要となります。以下の期日までに手続きを行なってください。

修了確認期限 ：平成28年3月31日	→	手続き期日 ：平成28年1月31日
平成29年3月31日	→	平成29年1月31日

（注2）免許管理者とは、現職教員の者は勤務校・勤務園の所在する都道府県教育委員会、その他の者は居住する都道府県教育委員会

※詳しい流れは文部科学省または各都道府県教育委員会のホームページ等でご確認ください。

9. その他

受講申込み後の住所等の変更がある場合は速やかに更新講習担当までご連絡ください。
応募書類等により得た個人情報、公開講座のご案内、受講確認証・関係資料等の送付、講習におけるご連絡のみ利用させていただきます。それ以外の目的で利用することはありません。



学园内全面禁煙（喫煙所もありません）ご協力お願いします。

Q & A (文部科学省ホームページ 教員免許更新制度より一部引用)

Q 自分が教員免許状更新講習の受講対象者なのかどうかわかりません。

A 「2. 受講対象者」(10 ページ) をご覧ください。
詳しくは文部科学省または各都道府県教育委員会にお問い合わせください。

Q 自分の教員免許状の有効期限(修了確認期限)がわかりません。

A 文部科学省のホームページに修了確認期限をチェックできるページがありますので、そちらでご確認ください。 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index.htm

Q 教員免許状を持っていますが、教職には就いていません。更新講習を受講しなければいけませんか。

A 教職に就いていない方は受講する必要はありません。免許状更新講習を受講・修了しなくても免許状は失効しません。

ただし、教職に就かれる際には、各自の生年月日に応じて定められている「修了確認期限」を経過している場合は、30 時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、居住地の免許管理者(都道府県教育委員会)に申請することが必要となります。

Q 幼稚園教諭の免許状を持っている保育園(所)の保育士は免許状更新講習を受講しなければいけませんか。

A 保育士の方は受講の義務がないため、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了しなくても免許状は失効しません。

ただし、認定子ども園、認可保育所に勤務する保育士の方、幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士の方は受講することができます。

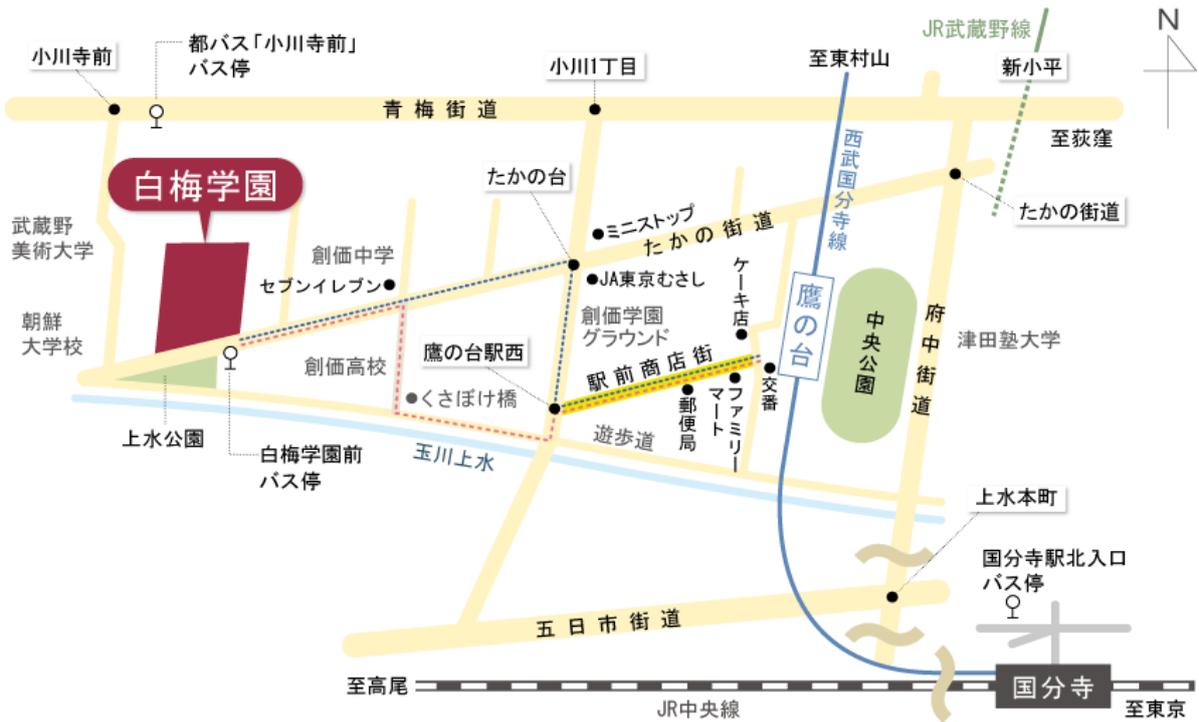
修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教員になるときは、教員になるときまでに免許状更新講習を受講・修了し、居住地の免許管理者に申請を行う必要があります。

Q 教員を退職しました。現在、教職についていませんが、更新講習の受講は可能ですか。

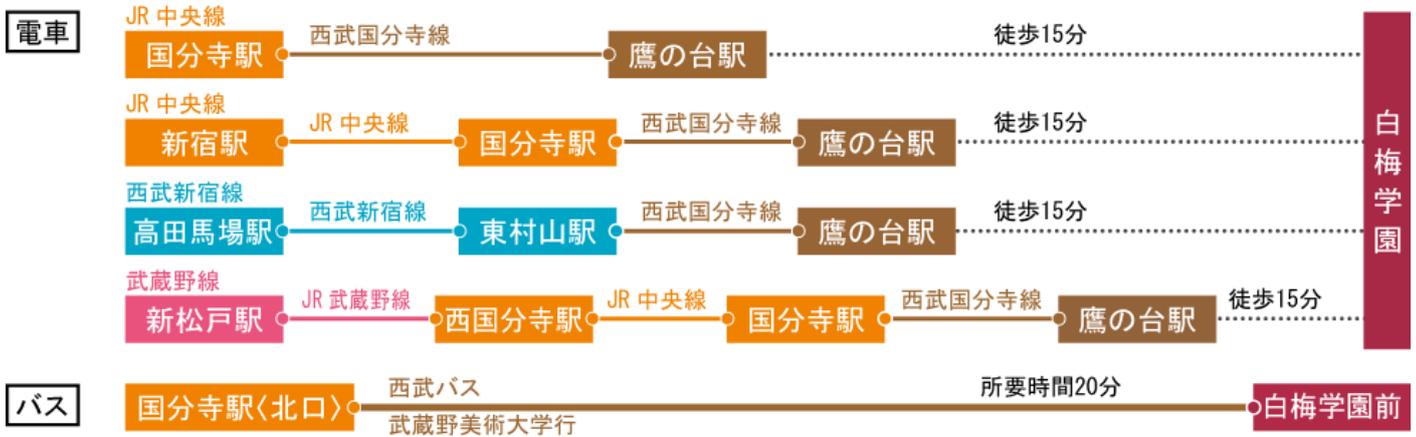
A 過去に教員としての勤務経験がある方は、更新講習を受講・修了し、居住地の免許管理者へ更新の申請をすることができます。

今回受講を考えている方は、仮申込書の勤務先欄に最終の勤め先(平成〇〇年まで)を記入してください。受講内定者となり、正式申込みをする際は、必ず受講対象者であることの証明が必要になります。過去に教員として勤務の経験がある場合は、以前勤めていた学校の校長または法人の長に、今後教育職員になることが見込まれる方(教員採用内定者、都道府県教育委員会や私立法人の臨時任用教員リスト登載者など)は、任用又は雇用する可能性がある教育委員会や法人の長から受講対象者であることの証明をしていただく必要があります。

学園周辺図



ACCESS



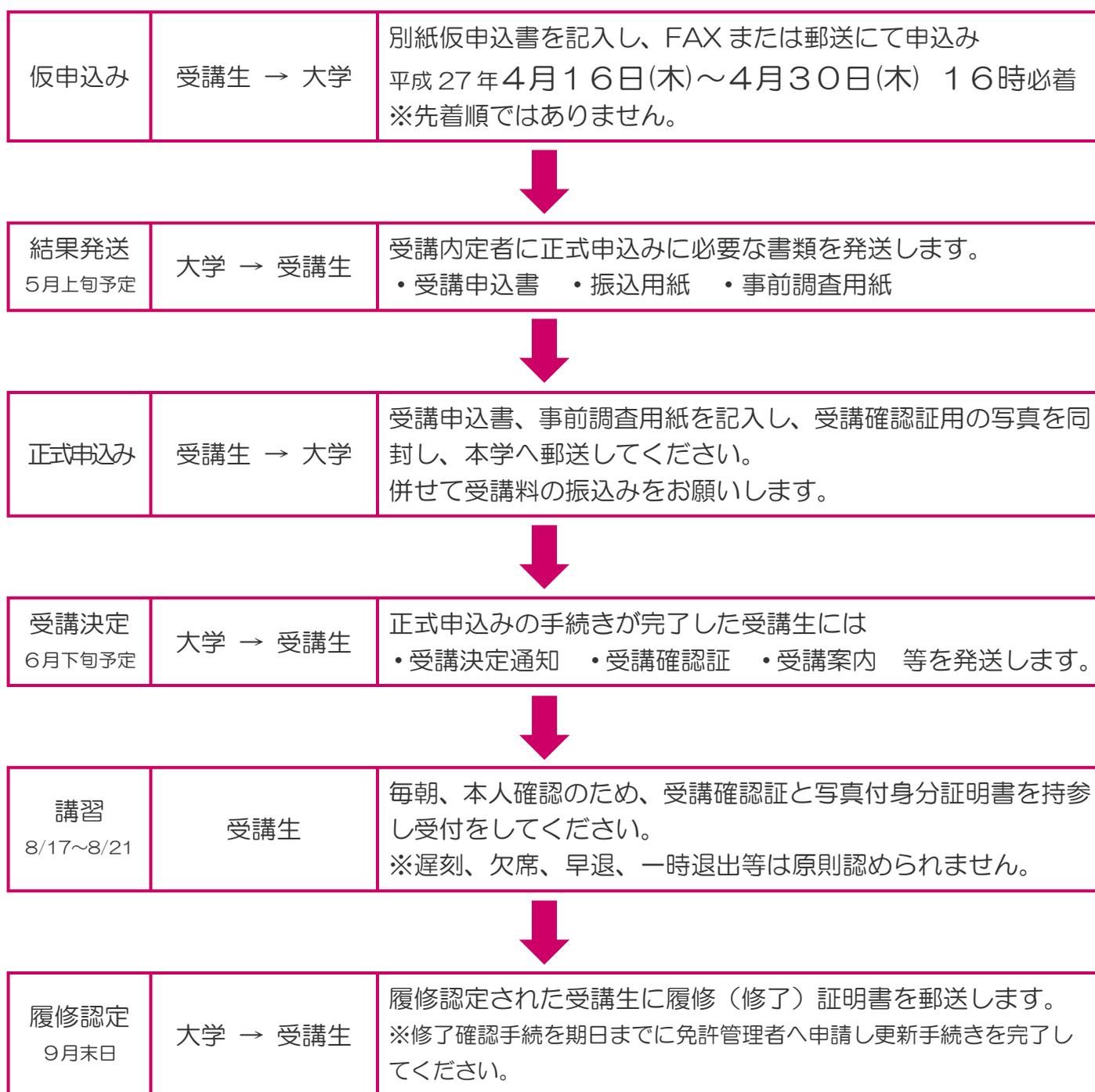
電車

- JR 中央線「国分寺駅」で西武国分寺線（東村山行）に乗り換え「鷹の台駅」下車、徒歩 15 分。
- 西武新宿線「高田馬場駅」より「東村山駅」で西武国分寺線（国分寺行）に乗り換え「鷹の台駅」下車、徒歩 15 分。

バス

- 国分寺駅北入口から西武バス（武蔵野美術大学行）に乗り、「白梅学園前」下車。（所要約 20 分）

平成27年度 教員免許状更新講習 スケジュール



問い合わせ先

白梅学園大学 教育・福祉研究センター 教員免許状更新講習係

〒187-8570 東京都小平市小川町1丁目830

TEL 042-346-5639 FAX 042-346-5652

Mail center@shiraume.ac.jp

開室時間 平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～13:00

※8月中は16:00までとなります。長期休暇中（8～9月）の閉室日はHPでご確認ください。